■新市まちづくり計画の骨子について

１．計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、基本方針を実現するための「基本計画・まちづくり事業計画」、「公共施設の基本的な考え方」「財政計画」等で構成する。

このうち、「基本計画」は、合併後のまちづくりの具体的施策を、「まちづくり事業計画」は「基本計画」を基に実施する主な事業を示すものとする。

なお、これらの施策・事業は、合併後、毎年度策定される総合計画実施計画（向こう 3 カ年計画）の策定作業や予算編成作業において、この「まちづくり事業計画」を指針として事業選択され、社会経済情勢を考慮に入れながら実施するものとする。

●計画の体系と位置付け

基本理念（まちづくりの基本的姿勢）

↓

将来都市像（新市がめざすべき将来都市像）

↓

基本方針（将来都市像実現に向けた7つの政策）

↓

新市一体化躍動プラン（重点的かつ戦略的に取り組む施策を示したもの）

↓

「基本計画」・「まちづくり事業計画」（基本方針に基づく施策と主な事業）

※政策：目標達成のための手段としてとる、特定の方法・進路。
※施策：ほどこすべき策。実行すべき計画。

●目次（案）

・序　章　（まちづくりの課題と合併の必要性・計画の趣旨・計画の構成・計画の期間）
・第１章　新市の概況と主要指標（位置と地勢・自然環境・面積・人口・世帯・産業構造）
・第２章　新市まちづくりの基本方針（基本理念・将来都市像・新市の都市構造・基本方針）
・第３章　公共施設の基本的な考え方
・第４章　新市一体化躍動プラン
・第５章　基本計画・まちづくり事業計画
・第６章　新市における県事業の推進
・第７章　財政計画

２．計画の期間

基本方針は新市の将来方向を展望した長期的なものとし、新市の基盤を形成するために、合併年度及びその後の１０年間（平成１６年度～２６年度）を計画期間とする。

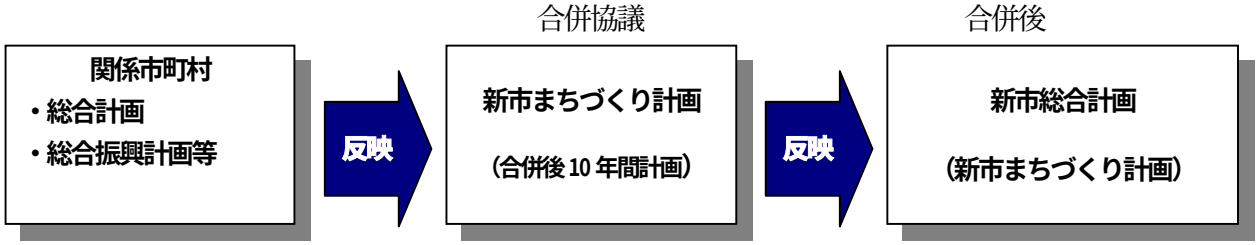

※新市総合計画は、合併後、新市において地方自治法の規定(第２条第４項)に基づき策定される。このうち基本構想は、市議会の議決を要する。
※新市まちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律（第５条）に基づき協議会が策定するが、合併後は新市議会の議決を経て変更することができる。

３．計画の体系

※内容は全てプロジェクト会議及び各専門部会で検討のものである。

まちづくりの基本理念
(基本的姿勢)

「地域力が奏でる都市力の創出」

地域の特性を集合させ、新市の魅力を最大限に発揮するまちづくりに取り組みます。

〈視点〉

①「地域力」を育み、新しい地域創造をめざす
②「都市力」を最大限に発揮する
③市民参画によるまちづくりを進める
④行財政運営の効率化を進める

新市がめざす将来都市像

市民が創り　市民が育む　交流躍動都市

基本方針

1　コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり（コミュニティ）

2　健康でともに支え合うまちづくり（保健福祉）

3　地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり（教育文化）

4　誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（生活環境）

5　地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり（産業振興）

6　都市力を創生するまちづくり（社会基盤）

7　みんなですすめる市民参画のまちづくり（市民参画）

新市の都市構造

●都市ゾーン
「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

●田園文化ゾーン
「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

●海洋ゾーン
「水産業の安定的な発展と新しい観光レクリエーションレクゾーンの形成」

●九州西岸軸

●新市東西軸
・甑島交流ライン・川内川連携ライン
・空港アクセスライン・アジア交流ライン

●地域交流軸
・川内串木野連携ライン・川内樋脇連携ライン
・川内入来祁答院連携ライン
・串木野樋脇連携ライン
・東郷樋脇連携ライン
・東郷樋脇入来連携ライン
・甑島縦貫ライン

新市一体化推進プラン

1　「地域力」再生プロジェクト
(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり　(2) 地域を支える人を育てるまちづくり
(3) 地域文化を大切にするまちづくり　(4) 地域医療が充実し健やかに安心して暮らせるまちづくり

2　「都市力」創造プロジェクト
(1) 利便性の高い都市づくり　(2) 交流拠点を活かしたまちづくり

3　「交流活力」創生プロジェクト
(1) 産業活力を導くまちづくり　(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり
(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり

基本計画・まちづくり事業計画

1　コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり
(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり　(2) コミュニティ活動等への支援強化
(3) コミュニティ活動環境の整備

2　健康でともに支え合うまちづくり
(1) 保健・医療の充実　(2) 社会保障の充実　(3) 地域福祉社会の形成
(4) 高齢者福祉の充実　(5) 子育て支援・児童福祉の充実　(6) 障害者(児)福祉の推進
(7) 母子寡婦・父子福祉の充実

3　地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり
(1) 生涯学習の推進　(2) 人権の尊重　(3) 幼児・学校教育等の充実
(4) 地域文化の保存・継承　(5) 交流活動の推進

4　誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり
(1) 防災・生活安全対策の充実　(2) 環境対策の充実　(3) ごみ処理の充実
(4) 下水道・生活排水処理対策の推進　(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

5　地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり
(1) 新市経済圏の創出　(2) 農業の振興　(3) 林業の振興
(4) 水産業の振興　(5) 商工業の振興　(6) 観光の振興

6　都市力を創生するまちづくり
(1) 住環境の整備　(2) 公園緑地の整備　(3) 道路・交通ネットワークの整備
(4) 市街地等の整備と拠点づくり　(5) 河川等の整備　(6) 港湾施設の充実及び利用促進
(7) 情報通信基盤の整備　(8) 土地利用

7　みんなですすめる市民参画のまちづくり
(1) 市民参画の推進　(2) 男女共同参画社会の形成　(3) 効率的な行政運営の推進

4.「第３章　公共施設の基本的な考え方」について

公共施設の整備・管理について、基本的考え方を示す。

5.「第４章　新市一体化躍動プラン」について

まちづくりの７つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の９地域の速やかな一体化に向け、重点的かつ戦略的に取り組む施策を「新市一体化躍動プラン」として取りまとめる。

なお、この「新市一体化躍動プラン」は、「基本方針」の７つの分野体系を横断した３つのプロジェクトとする。

１　「地域力」再生プロジェクト

(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり**～地区自治組織のしくみづくり・活動の支援等**

(2) 地域を支える人を育てるまちづくり

～学習活動の推進、生涯学習、地域特性を活かした学校教育の推進等

(3) 地域文化を大切にするまちづくり**～文化財・伝統芸能の保存伝承等**

(4) 地域医療が充実し健やかに安心して暮らせるまちづくり

～健康づくりの推進、救急医療・消防防災・福祉サービス体制や環境対策の充実等

２　「都市力」創造プロジェクト

(1) 利便性の高い都市づくり**～定住促進、道路交通ネットワーク、情報通信基盤、公共サイン等**

(2) 交流拠点を活かしたまちづくり

～川内駅・串木野駅・インターチェンジ等の周辺整備、港湾機能強化、公園緑地・河川空間整備等

３　「交流活力」創生プロジェクト

(1) 産業活力を導くまちづくり

～新市内事業者活用促進や地産地消等による新市経済圏創出、企業育成・誘致、農林水産業・商工業振興

(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり**～旧市町村･地区･小中学校･各種団体間の交流等**

(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり**～会議やスポーツ大会等の誘致、観光振興、国際交流等**

6.「第５章　基本計画・まちづくり事業計画」について

まちづくりの７つ基本方針に基づき、将来都市像の実現のための具体的施策を示す「基本計画」とその主な事業を示す「まちづくり事業計画」としてとりまとめる。

●記載例

項　　目（施策）	事業内容	主な事業（まちづくり事業）
コミュニティ活動への支援	ボランティア活動支援や地域づくり住民団体活動の支援など、コミュニティ活動に対する支援を強化します。	●ボランティア活動支援事業 ●ボランティア人材育成支援事業 ●地域づくり活動支援事業 ●公共施設アダプト推進事業

7.「第６章　新市における県事業の推進」について

鹿児島県の役割と新市における県事業を記載する。

8.「第７章　財政計画」について

合併後１０年間の財政運営の指針として、普通会計ベースで作成したものを示す。